

## 就職や退職した人などの変更手続きと保険給付の申請

# 届け出は済みましたか？



就職して職場の社会保険に加入した人や、

退職して職場の社会保険をやめた人は、

14日以内に国民健康保険の変更手続きが必要です。

自動的に変更されることはありませんので、必ず手続きしましょう。

### 変更手続きが必要な人（別表1）

社会保険に加入した人／今まで

国保に入っていた場合は、国

保から脱退する手続きが必要です。

医療費の自己負担額が高額になつたときや出産したとき、加入している人が亡くなつたときなど、別表2に該当する場合は申請することで、給付を受けることができます。

国保と社会保険の両方の保険証を持って、手続きしてください。

社会保険をやめた人／国保へ加入する手続きが必要です。社会

保険の資格喪失日が分かるもの（健康保険資格喪失連絡票）を持つ、手続きしてください。

そのほか／国保に加入している人でも、子どもが生まれたときや、転出入するときなどは届け出が必要です。忘れずに手続きしてください。

### 問い合わせ先

保険年金課 国民健康保険班

☎ 62-5331

### 国保の保険給付（別表2）

【別表2】国保の保険給付

保険給付	支給要件	申請期間
高額療養費	1か月に支払った医療費の自己負担額が高額になり、自己負担限度額を超えた場合	通知が届いた日の翌月1日から起算して2年間
高額介護合算療養費	医療保険と介護保険の1年分の自己負担額を合算し、限度額を超えた場合	通知が届いた日の翌月1日から起算して2年間
出産育児一時金	出産した場合	出産日の翌日から起算して2年間
妊娠婦付加金	妊娠婦が母子手帳の交付を受けた月から、出産した翌月までに保険診療を受けた場合	通知が届いた日の翌月1日から起算して2年間
葬祭費	国民健康保険に入っていた人が亡くなった場合 ※葬儀の施主に支給。	葬儀を行った日の翌日から起算して2年間

※該当する世帯の世帯主に、支給勧奨通知が届きます。葬祭費は死亡の届け出をする時に案内されます。

【別表1】変更手続きが必要な人

区分	内容	必要なもの
国保に入るとき	会社の保険をやめたとき	健康保険資格喪失連絡票
	転入してきたとき	転入手続きをときに申し出をしてください。
	子どもが生れたとき	父母の保険証
国保をやめるとき	転出するとき	保険証 ※転出手続きをときに申し出をしてください。
	会社の保険に入ったとき	会社の保険証と旭市の保険証
そのほか	死亡したとき	保険証 ※窓口で喪失の申し出をしてください。
	保険証の紛失、汚損により再交付を受けるとき	届け出する人の本人確認ができるもの（マイナンバーカード、運転免許証など）
	修学のため、ほかの市区町村へ転出するとき	保険証、在学証明書